

定例記者会見資料

那須烏山市

1. 件名（情報・題名）
那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度 推進企業の募集について
2. 内容（目的・日時・場所・特徴など）
【目的】 働きやすい職場環境整備の推進、ワーク・ライフ・バランスへの意識の醸成を図り、市内企業の成長、発展、ひいては企業イメージの向上に寄与することを目的としています。 （1）<u>那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度</u> ・今年度から開始される新しい事業です。 ・仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを推進することにより男女が共に働きやすい職場環境の実現に取り組む市内の企業を「那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、広報なすからすやま、市のホームページ等で広く周知します。 （2）<u>推進企業の募集について</u> ・令和4年6月1日から令和4年7月29日まで、推進企業の認定申請を募集します。 ・市内に本社・本店・主な事業所がある法人で、法令その他を遵守している企業を対象とし、「①働きやすい環境づくり」、「②育児・介護等と仕事の両立支援」、「③女性活躍推進」、「④地域活動支援」の4つの分野、合計30項目のチェックシートのうち、15項目以上に該当し、各分野において1項目以上の項目に該当していることを認定の要件とします。申請書にチェックシート、添付書類等を添えて申請してください。 ・認定された推進企業は、広報なすからすやま、市のホームページ等で広く周知するほか、ハローワーク那須烏山と協議のうえ、求人申込書の「求人に関する特記事項」に記載することができることになりましたので、求人のPRとしての活用も可能です。 ・認定期間は、認定証の交付を受けた日から3年後の年度末とします。 ※【過去実施時との相違点】
3. 現在の状況や今後の展開
・審査の上、認定された推進企業は、10月に認定証交付式を開催します。また、広報お知らせ版や市のホームページ等での広報を展開します。
4. 添付資料
チラシ・募集要項
5. 主催者・共催者名
那須烏山市商工観光課
6. 問い合わせ先（住所・電話・担当課等）
商工観光課商工振興グループ ☎0287-83-1115

令和4年度

那須烏山市

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度のご案内

仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを推進し、男女が共に働きやすい職場環境の実現に取り組む市内の企業を認定します。

認定された「那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業」は、広報なすからすやま、市ホームページへの掲載等の方法により、幅広く周知します。

「ワーク・ライフ・バランス」とは

一人ひとりがやりがい、充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域、自己啓発等のための個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう仕事と生活の調和を図ることをいいます。



《 認定対象 》

- (1) 市内に本社もしくは本店または主たる事業所もしくは事務所があること
- (2) 申請を行った日の属する事業年度から前3事業年度までの間において、労働に関する法令その他関係法令に違反していないこと

※ただし、申請時点において、違反があった場合において、当該違反が是正・改善されたことが担当行政庁に確認されている場合はこの限りではない

- (3) ほかに、推進企業の認定を受けるにふさわしくないと判断される理由がないこと

《 認定条件 》

- ☑ 働きやすい環境づくり
- ☑ 育児・介護等と仕事の両立支援
- ☑ 女性活躍支援
- ☑ 地域活動支援
- ◆ チェックシート4分野30項目のうち15項目に該当し各分野において1項目以上の項目に該当していることを要件とします。
- ◆ 認定期間は、認定証の交付を受けた日から起算して3年を経過する年度の3月31日までです。

《 問合せ 》

那須烏山市
商工観光課 商工振興グループ
TEL 0287-83-1115
FAX 0287-83-1142



《募集期間》 令和4年6月1日から7月29日まで

※募集要項・様式等の詳細は、市ホームページをご確認ください。



令和4年度

「那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」

認定申請募集要項

那須烏山市では、仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスを推進することにより男女が共に働きやすい職場環境の実現に取り組む市内の企業を「那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業」（以下「推進企業」という。）として認定し、その取組について広く周知すること等により、市内における働きやすい職場環境整備を促進するとともにワーク・ライフ・バランスに対する意識の醸成を図り、市内企業の成長及び発展に寄与することを目的として実施しています。

令和4年度那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に係る推進企業の認定申請を次により募集します。

1. 申請受付期間

令和4年6月1日（水）～令和4年7月29日（金）17:15【必着】

2. 提出先

那須烏山市役所 商工観光課 商工振興グループ
〒321-0692 栃木県那須烏山市中央 1-1-1
TEL 0287-83-1115 FAX 0287-83-1142
Eメール shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp

3. 提出方法

窓口持参（※）、郵送、Eメールのいずれか
（※）烏山庁舎1階⑤番窓口 平日 8:30～17:15

4. 認定の申請

下記の書類に資料等を添えて提出してください。

	提出書類
(1)	那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書
(2)	那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定チェックシート ※取組内容、実績が確認できる資料を添付、備考欄に記載
(3)	就業規則の写しまたはそれに準ずる規則の写し
(4)	次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届が策定されている場合は、その写し

- (2)の資料について、個人情報が含まれる場合はマスキング等を行ってください。慣例、口頭やメール等での取組み、会議録等外部に提供できない情報が含まれるなど、書類での添付が難しい場合は備考欄に状況を記載してください。後日、事業所を訪問のうえ、確認いたします。
- 様式は那須烏山市ホームページ>まちづくり・観光・産業>商工業>那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に掲載しています。



5. 認定の対象・要件

対象となる企業は、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組み、その成果を上げている法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとします。

- 市内に本社若しくは本店又は主たる事業所若しくは事務所があること。
- 推進企業の認定の申請を行った日の属する事業年度から前3事業年度までの間において、労働に関する法令その他関係法令に違反していないこと。

※ただし、申請時点において、違反があった場合において、当該違反が是正・改善されたことが担当行政庁に確認されている場合はこの限りではない。

- そのほか、推進企業の認定を受けるにふさわしくないと判断される理由がないこと。
- 那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定チェックシートにおいて4分野30項目のうち15項目に該当し、かつ、各分野において1項目以上の項目に該当していること。

6. 認定（不認定）の審査～結果通知

那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定基準をもとに審査を行います。

審査にあたっては、書面のほか企業訪問や電話等で内容の確認を行いますので、ご協力をお願いします。

- 令和4年10月頃、認定の可否について結果を通知予定です。
- 認定された推進企業については、令和4年10月中旬から下旬頃に推進企業認定証交付式を予定しております。詳細については別途通知いたします。

7. 認定の期間について

- 認定の期間は、認定証の交付を受けた日から起算して3年を経過する日の属する年度の3月31日までとします。
- 令和4年10月に認定証の交付を受けた場合、令和7年3月31日までが認定の期間となります。

8. 認定の公表について

- 「那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業」は、広報なすからすやま、那須烏山市ホームページへの掲載等の方法により、広く公表します。
- ハローワークの求人申込書の「⑥求人PR情報欄」、「⑦選考方法」のうち「求人に関する特記事項」に「那須烏山市ワーク・ライフ・バランス推進企業」と掲載が可能です。
- 認定された際は、那須烏山市からハローワーク那須烏山に推進企業に認定された旨を情報提供しますので、ご了承のうえご応募ください。

【問合せ】

那須烏山市役所

商工観光課 商工振興グループ

〒321-0692 栃木県那須烏山市中央 1-1-1

TEL 0287-83-1115 FAX 0287-83-1142

Email shohkohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp